

平成 19 年 12 月 19 日
金融庁

株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険における 新規業務の認可について

金融庁及び総務省は、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険から認可申請があった新規業務（運用対象の自由化）について、本日、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 110 条第 5 項及び第 138 条第 4 項の規定に基づき、別紙 1 及び別紙 2 のとおり認可しました。

（注）今回認可した業務の概要

【ゆうちょ銀行】

- ① シンジケートローン（参加型）、特別目的会社（SPC）への貸付け（銀行法第 10 条第 1 項第 2 号）
- ② 公共債の売買（銀行法第 11 条）
- ③ 信託受益権の売買、株式の売買等（銀行法第 10 条第 2 項第 2 号、第 3 号）
- ④ 貸出債権の取得又は譲渡等（銀行法第 10 条第 2 項第 5 号、第 5 号の 3）
- ⑤ 金利スワップ取引、金利先物取引等（銀行法第 10 条第 2 項第 12 号）
- ⑥ リバースレポ取引（銀行法第 10 条第 2 項柱書）

【かんぽ生命保険】

- ① シンジケートローン（参加型）（保険業法施行規則第 47 条第 5 号）
- ② 信託受益権の取得、株式の取得等（保険業法施行規則第 47 条第 1 号、第 6 号）
- ③ 貸出債権の取得等（保険業法施行規則第 47 条第 3 号）
- ④ 金利スワップ取引等（保険業法施行規則第 47 条第 9 号、第 10 号）

お問い合わせ先

金融庁 Tel：03-3506-6000（代表）
監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室
（内線 3226）

総務省 Tel：03-5253-5111（代表）
郵政行政局貯金保険課

株式会社ゆうちょ銀行に対して認可した業務

1. 郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 110 条第 1 項第 2 号に規定する業務のうち、他の金融機関と協調して行う企業向け貸付け（シンジケートローン（参加型））及び特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。）への貸付け（他の金融機関が当該会社に貸付けを既に行っている場合又は他の金融機関と同時に貸付けを行う場合に限る。）（銀行法第 10 条第 1 項第 2 号）
2. 郵政民営化法第 110 条第 1 項第 4 号に規定する業務のうち、公共債の売買（銀行法第 11 条）
3. 郵政民営化法第 110 条第 1 項第 6 号に基づく郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省令第 3 号）（以下「民営化命令」という。）第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号及び第 9 号に規定する業務（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 21 項第 5 号イに掲げる取引、同条第 22 項第 6 号イに掲げる取引及び同条第 23 項に規定する取引のうち同条第 21 項第 5 号イに掲げる取引に類似する取引を除く。）（銀行法第 10 条第 2 項第 2 号、同項第 3 号、同項第 5 号、同項第 5 号の 3 及び同項第 12 号）
4. 郵政民営化法第 110 条第 1 項第 6 号に基づく民営化命令第 3 条第 1 項第 11 号に規定する業務のうち、国債等の債券レポ市場で行われる現金を担保とする債券貸借取引のうち、債券を借入れ、担保現金を差入れる取引（銀行法第 10 条第 2 項柱書）

株式会社かんぽ生命保険に対して認可した資産の運用方法

1. 保険業法施行規則第 47 条第 1 号に掲げる有価証券の取得
2. 保険業法施行規則第 47 条第 3 号に掲げる金銭債権の取得
3. 保険業法施行規則第 47 条第 5 号に掲げる金銭の貸付けのうち、他の金融機関と協調して行う企業向け貸付け（シンジケートローン（参加型））
4. 保険業法施行規則第 47 条第 6 号に掲げる有価証券の貸付け
5. 保険業法施行規則第 47 条第 9 号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引
6. 保険業法施行規則第 47 条第 10 号に掲げる金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 20 項（定義）に規定するデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 21 項第 5 号イに掲げる取引、同条第 22 項第 6 号イに掲げる取引及び同条第 23 項に規定する取引のうち同条第 21 項第 5 号イに掲げる取引に類似する取引を除く。）